

証券取引約款集の一部改訂について

2022年10月21日
京銀証券株式会社

平素より、京銀証券をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2022年10月24日（月）より弊社の証券取引約款集を一部改訂いたしますので、お知らせいたします。

改訂内容につきましては、以下の「証券取引約款集新旧対照表」をご覧ください。

証券取引約款集新旧対照表

2022年10月
京銀証券株式会社

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

(下線部分変更)

新	旧
1. 当社の名称・住所・代表者の氏名 <u>京銀証券株式会社</u> <u>〒600-8416</u> <u>京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町</u> <u>700番地</u> <u>代表取締役社長 中嶋 隆宣</u>	(新 設)
2. 関係法令等の遵守 (現行どおり)	1. 関係法令等の遵守 (省 略)
3. 利用目的 (現行どおり)	2. 利用目的 (省 略)
4. 安全管理措置 当社は、お客さまの個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員および委託先の適切な監督を行って参ります。 <u>主な内容は、以下のとおりです。</u> <u>・組織的の安全管理措置…</u> <u>各部店には「個人情報管理責任者」・「個人番号事務取扱責任者」を設置するとともに、個人情報等の取扱状況の日常点検、安全対策の周知徹底を行っております。</u>	3. 安全管理措置 当社は、お客さまの個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員および委託先の適切な監督を行って参ります。 <u>(新 設)</u>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> • <u>人的安全管理措置…</u> 個人情報等の適切な取扱いをはかるため、定期的に教育・研修を実施しております。 • <u>物理的安全管理措置…</u> 重要なサーバー・ネットワーク機器等は、設置場所の構造や設備の安全性を考慮して設置・運用しているほか、入退館（室）管理を徹底しております。また、個人情報等が記録された電子媒体、書類等の使用・携行・保管・廃棄等については、社内規則に基づいた厳格な管理を実施しております。 • <u>技術的安全管理措置…</u> 個人情報等を取り扱う情報システムについては、ユーザーIDによるアクセス権限管理を実施しております。また、外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しております。 	
<p>5. 第三者提供について</p> <p>お客さまの個人情報は、法令で定める場合を除き、あらかじめお客さまへの同意を得ることなく、第三者に提供しません。なお、個人番号をその内容に含む個人情報については、お客さまの同意を得た場合であっても、法令に定める場合を除き、第三者に提供しません。</p> <p><u>なお、外国にある第三者に個人データを提供する場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を適切に把握するとともに、個人データの安全管理を図るために必要かつ適切な措置を講じます。また、これらの内容に関する情報提供について、お客さまからお申し出があった場合は、適切に情報を提供いたします。</u></p>	<p>4. 第三者提供について</p> <p>お客さまの個人情報は、法令で定める場合を除き、あらかじめお客さまへの同意を得ることなく、第三者に提供しません。なお、個人番号をその内容に含む個人情報については、お客さまの同意を得た場合であっても、法令に定める場合を除き、第三者に提供しません。</p>
<p>6. 継続的改善 (現行どおり)</p> <p>7. ダイレクトメール等の中止 (現行どおり)</p> <p>8. 開示等のご請求手続き (現行どおり)</p> <p>9. ご質問・ご意見・苦情等 (現行どおり)</p>	<p>5. 継続的改善 (省 略)</p> <p>6. ダイレクトメール等の中止 (省 略)</p> <p>7. 開示等のご請求手続き (省 略)</p> <p>8. ご質問・ご意見・苦情等 (省 略)</p>

10. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室
(<https://www.jsda.or.jp/>)

電話番号：03-6665-6784

受付時間：午前9時～午後5時（休業日を除く）

制定日： 令和4年4月

個人情報の保護についてのご案内

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報について、次の事業内容および利用目的達成に必要な範囲においてお取扱いいたします。

- (1) (現行どおり)
- (2) 利用目的（個人番号を除く）
ア～ク。（現行どおり）
ケ. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- コ. (現行どおり)
- (3) (現行どおり)

2. 個人データの共同利用について

当社は、京都銀行との連携により、お客さまにより付加価値の高いサービスや金融商品等を提供するため、個人データを共同利用いたします。

なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令に規定する非公開情報など、法令等で共同利用が制限される場合は、お客さまから同意書を取得した場合等法令等で認められた場合を除き、共同利用いたしません。

- (1)～(3) (現行どおり)
- (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者
京銀証券株式会社
〒600-8416
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
代表取締役社長 中嶋 隆宣

9. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室
(<https://www.jsda.or.jp/>)

電話番号：03-6665-6784

受付時間：午前9時～午後5時（休業日を除く）

制定日： 平成29年4月

個人情報の保護についてのご案内

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報について、次の事業案内および利用目的達成に必要な範囲においてお取扱いいたします。

- (1) (省略)
- (2) 利用目的（個人番号を除く）
ア～ク。（省略）
ケ. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該用務業務を適切に遂行するため
- コ. (省略)
- (3) (省略)

2. 個人データの共同利用について

当社は、京都銀行との連携により、お客さまにより付加価値の高いサービスや金融商品等を提供するため、個人データを共同利用いたします。

なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令に規定する非公開情報など、法令等で共同利用が制限される場合は、お客さまから同意書を取得した場合等法令等で認められた場合を除き、共同利用いたしません。

- (1)～(3) (省略)
- (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称
京銀証券株式会社

新	旧
<p>3. 個人情報の主な取得元について (現行どおり)</p> <p>4. 外部委託をしている主な業務について 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <p>(1) (現行どおり) (2) 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務 (3)～(5) (現行どおり)</p> <p>5. 開示等の請求について (1)～(2) (現行どおり) (3) お客さまご自身にかかる保有個人データについて「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」の規定に違反していること、<u>保有個人データを利用する必要がなくなったこと、個人データの漏えい、滅失、毀損等により個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じたこと、その他個人の権利または正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、利用の停止または消去あるいは第三者への提供の停止(以下、「利用停止等」といいます。)</u>のご請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、<u>お客さまの権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、当該保有個人データの利用停止等</u>を行います。</p> <p>《開示等の手続きについて》 当社における保有個人データに係る開示請求を受け付ける場合の手続きは、次のとおりです。 なお、保有個人データに係る訂正、追加、削除、利用停止等については、個別にお申出ください。</p> <p>(1) 開示の対象 当社におけるお客さまご自身の保有個人データ等 (注) 公益その他の利益が害されるものについては対象となりません。</p> <p>(2) 開示を請求できる方 ア. お客さまご本人 イ. お客さまご本人が委任した代理人 ウ. お客さまご本人が未成年者の場</p>	<p>3. 個人情報の主な取得元について (省 略)</p> <p>4. 外部委託をしている主な業務について 当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <p>(1) (省 略) (2) 法律上や家計上等の専門的な助言等を提供する業務 (3)～(5) (省 略)</p> <p>5. 開示等の請求について (1)～(2) (省 略) (3) お客さまご自身にかかる保有個人データについて<u>個人情報保護法</u>の規定に違反していることを理由に、利用の停止または消去、あるいは第三者への提供の停止のご請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行います。</p> <p>《開示等の手続きについて》 当社における保有個人データに係る開示請求を受け付ける場合の手続きは、次のとおりです。 なお、保有個人データに係る訂正、追加、削除、利用停止等、<u>または第三者への提供の停止</u>については、個別にお申出ください。</p> <p>(1) 開示の対象 当社におけるお客さまご自身の保有個人データ等 (注) 公益その他の利益が害されるもの、<u>または6ヵ月以内に消去することとなるもの</u>については対象となりません。</p> <p>(2) 開示を請求できる方 ア. お客さまご本人 イ. お客さまご本人が委任した代理人 <u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>合の親権者</u></p> <p><u>工. お客さまご本人が成年被後見人の場合の法定代理人</u></p> <p><u>(3) 開示請求の受付窓口</u> <u>お取引店（ご来店または郵送受付）</u></p> <p><u>(4) 開示請求の手続</u></p> <p><u>ア. ご提出いただくもの</u></p> <p>① <u>当社所定の開示依頼書（お届け印を押印いただきます）</u></p> <p>② <u>開示の対象となるお客さまご本人の本人確認書類</u></p> <p>③ <u>代理人の本人確認書類（代理人からのご請求の場合）</u></p> <p>④ <u>代理権を証する資料（代理人からのご請求の場合）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客さまご本人が委任した代理人の場合…委任状</u> ・ <u>未成年者の親権者の場合…戸籍謄本、住民票等</u> ・ <u>成年被後見人の法定代理人の場合…登記事項証明書</u> <p><u>イ. 回答方法</u></p> <p><u>次のいずれかの方法により回答致します。</u></p> <p>① <u>ご本人の届出住所への郵送</u></p> <p>② <u>店頭での交付</u></p> <p>③ <u>開示依頼書において指定いただいたメールアドレスへの電子メールの送信</u> <u>なお、開示請求にかかる調査のため、回答に一定の日数を要する場合があります。</u></p> <p><u>ウ. 手数料</u></p> <p><u>原則として、当社所定の手数料をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>(3) 開示請求の手続</u> <u>（新 設）</u></p> <p><u>ア. お客さまご本人が手続きをされる場合</u> <u>(ア)来店による場合</u></p> <p><u>A. 来店時にご持参いただくもの</u></p> <p><u>(a)本人確認書類</u></p> <p><u>(b)当社所定の開示依頼書</u></p> <p><u>(c)お届け印</u></p> <p><u>(d)当社所定の手数料</u></p> <p><u>B. 開示結果の交付</u> <u>一定の日数経過後すみやかに、開示結果を受付窓口でお渡しあるいは郵送いたします。</u></p> <p><u>C. 受付窓口</u></p>

新

旧

- お取引店
D. 受付時間
当社窓口の営業時間
(イ) 郵送による場合
A. 郵送時に必要なもの
(a) 本人確認書類の写し
(b) 当社所定の開示依頼書（お届け印を押印されたもの）
※ 上記当社所定の手数料について、口座振替によるお支払いをご承認いただいたものに限りません。
B. 開示結果の送付
開示結果は、郵送いたします。
C. 受付窓口
お取引店
イ. お客さまが委任した代理人が来店され手続をされる場合
A. 来店時にご持参いただくもの
(a) 開示の対象となるお客さまの本人確認書類の写し
(b) 当社所定の開示依頼書（お届け印を押印されたもの）
(c) 代理人の本人確認書類
(d) 代理権を証する資料
・委任状
(e) 当社所定の手数料
B. 開示結果の送付
開示結果は、お客さまの個人情報保護のために、直接ご本人様に郵送いたします（代理人の方へはお渡しいたしません）。
C. 受付窓口
お取引店
D. 受付時間
当社窓口の営業時間
なお、代理人による郵送手続は、お取扱いいたしません。

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、有価証券の保護預り取引、外国証券取引、累積投資取引、国内外債建債券取引、特定口座取引、および社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、<u>投資一任取引</u>、またはそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまと京銀証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(2) 第 2 章から第 13 章、および第 15 章に定めのない事項は、本章および本約款集の他の章の定めに従うものとします。 尚、本約款集に定めのない事項は、当社等が他に定める規定集等、租税特別措置法その他法令・諸規則等および投資信託説明書（交付目論見書）等に従うものとします。</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑭ (現行どおり) ⑮ <u>第 15 章に定める投資一任取引</u></p> <p>(2) お客さまは、上記(1)⑦、⑧、⑨の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑫の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑬の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。<u>上記(1)⑮の取引については、お客さまが当社を通じてウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行います。</u>なお、上記(1)⑥、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬は個人のお客さまを対象としています。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。 ①～⑬ (現行どおり) ⑭ <u>投資一任取引</u> <u>「投資一任取引」とは、お客さまが当社を通じて株式会社ウエルス・ス</u></p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、有価証券の保護預り取引、外国証券取引、累積投資取引、国内外債建債券取引、特定口座取引、および社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引またはそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまと京銀証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>(2) 第 2 章から第 13 章に定めのない事項は、本章および本約款集の他の章の定めに従うものとします。 尚、本約款集に定めのない事項は、当社等が他に定める規定集等、租税特別措置法その他法令・諸規則等および投資信託説明書（交付目論見書）等に従うものとします。</p> <p>第2条 (総合取引の利用)</p> <p>(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑭ (省略) ⑮ <u>(新 設)</u></p> <p>(2) お客さまは、上記(1)⑦、⑧、⑨の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑫の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑬の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。なお、上記(1)⑥、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬は個人のお客さまを対象としています。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。 ①～⑬ (省略) ⑭ <u>(新 設)</u></p>

新	旧
クエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行うことをいいます。	

第 2 章 保護預り約款

（下線部分変更）

新	旧
<p>第15条（個人情報等の取扱い） 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p style="text-align: center;">①～③（現行どおり）</p>	<p>第15条（個人情報等の取扱い） 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: center;">①～③（省略）</p>

第 3 章 外国証券取引口座約款

（下線部分変更）

新	旧
<p>第27条（個人データの第三者提供に関する同意） (1)（現行どおり） (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納</p>	<p>第27条（個人データの第三者提供に関する同意） (1)（省略） (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納</p>

新	旧
<p>税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p>	<p>税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>①～③ (省 略)</p>

第 10 章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第48条 (個人情報の取扱い) (1) (現行どおり) (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局 (IRS) においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p>	<p>第48条 (個人情報の取扱い) (1) (省 略) (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p>①～③ (省 略)</p>

第 13 章 未成年者口座および課税未成年者 口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第21条 (代理人による取引の届出) (1)～(2) (現行どおり) (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが<u>成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u> (4) (現行どおり) (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが<u>成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p>附則 成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</u></p>	<p>第21条 (代理人による取引の届出) (1)～(2) (現行どおり) (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが<u>20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u> (4) (現行どおり) (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが<u>20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u></p> <p>附則 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、<u>2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>

第 15 章 投資一任取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 (約款の趣旨) (1) この約款は、お客さまが当社に開設した<u>投資一任取引口座にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。</u> (2) 「<u>第1章 総合取引約款</u>」、「<u>第2章 保護預り約款</u>」、「<u>第4章 投資信託受益権の累積投資取引約款</u>」、「<u>第6章 MRF自動スweep取扱約款</u>」、「<u>第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款</u>」、「<u>第8章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款</u>」、「<u>第10章 振替決済口座管理約款</u>」の各章に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。</p> <p>第2条 (投資一任契約の締結の代理)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>当社はウエルス・スクエアとの契約に基づき、ウエルス・スクエアの代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。</p>	
<p>第3条（投資一任契約の申込み）</p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p>お客さまは当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結の申込みを行います。</p>	
<p>第4条（投資一任取引口座の開設）</p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p>(1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。</p>	
<p>(2) ウエルス・スクエアはお客さまと締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。</p>	
<p>第5条（投資一任取引口座の減額および解約）</p>	<p><u>（新 設）</u></p>
<p>(1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部または全額を返還します。</p>	
<p>(2) お客さまとの投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。</p>	